

令和元年度 包括外部監査結果報告書（概要版）

1 監査テーマ

子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について

2 選定理由

日本の人口は、2008年に1億2,808万人でピークを迎えたが、以後減少が続き、2017年公表の国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（中位推計）では、2053年には1億人を割り、2065年には8,808万人になると推計されている。同様に、静岡県的人口も、2007年に379万人でピークを迎えたが、以後減少が続き、2060年には239万人になると推計されている。

人口の減少は、国内需要の縮小と労働力人口の減少につながり、経済の活力を低下させ、生活全般に様々な影響を及ぼすことになる。静岡県においては、経済の停滞に伴い、財政が逼迫する可能性がある。そのため、静岡県では、2015年10月に「長期人口ビジョン」と「総合戦略」を策定し、2060年に300万人程度の人口を確保することを目指して、様々な施策を実施している。人口の減少の主たる要因とされる少子化については、安心して子どもを産み育てられる環境づくりなどの、子ども・子育て支援事業を実施している。

当該事業は、県民にとって身近な内容であり、関心が高いものと考えられる。また、静岡県においても、厳しい財政状況の中、当該事業を継続して実施しており、重要度が高いと考えられる。

上記を鑑み、子ども・子育て支援事業について、包括外部監査人の立場から、合規性のみならず経済性、効率性、有効性の観点から検討することは有意義であると考え、特定の事件（テーマ）として選定した。

3 実施期間

令和元年6月17日から令和2年3月31日まで

4 監査対象期間

原則として平成30年度を対象とする。

ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

5 監査実施者

(1) 外部監査人

公認会計士 原田 俊輔

(2) 補助者

公認会計士 加山 秀剛
公認会計士 兼高 則之
公認会計士 佐藤 豪
公認会計士 上杉 昌代
公認会計士 坂田 妃佐恵
弁護士 岡村 真央

6 監査の対象

富国有徳の「美しい“ふじのくに”」づくりの方針「子どもが健やかに学び育つ社会の形成」のうち、子ども・子育て支援に関する事業で、次に該当する事業を監査の対象とした。

- イ) 静岡県負担率が大半を占める事業
- ロ) 静岡県の新ビジョンを達成するために、重要性が高い事業
- ハ) 関連部局等とのヒアリングから、監査人が抽出した事業

No	事業名	担当部局		該当項目		
		部	局	イ	ロ	ハ
3-1	安心して出産・子育てができる環境づくり					
	(1) 家庭・職場・地域の子育て支援の充実					
01	しずおかふじさんっこ推進事業費	健康福祉部	こども未来局	○	○	○
02	ふじのくに少子化対策特別推進事業費			○	○	
03	ふじのくに少子化突破戦略応援事業費			○	○	○
04	こども体験・交流推進事業費			○		

No	事業名	担当部局		該当項目			
		部	局	イ	ロ	ハ	
(2) 保育サービス・幼児教育の充実							
05	認定こども園等整備事業費助成	健康福祉部	こども未来局		○		
06	保育所等整備事業費助成				○		
07	子育て支援施設整備費助成			○	○		
08	保育対策等促進事業費助成			○	○		
09	多様な保育推進事業費助成			○	○	○	
10	年度途中入所サポート事業費助成			○			
11	子育て支援事業費助成			○	○	○	
12	放課後児童クラブ運営費助成			○		○	
13	保育士等確保対策事業費				○		
14	保育士修学資金等貸付事業費助成				○		
15	保育士等キャリアアップ研修事業費				○		
16	保育士登録制度事業費					○	
17	子育て支援員養成事業費					○	
18	安心こども基金積立金					○	
(3) 子どもや母親の健康の保持・増進							
19	身体障害児育成医療等扶助費	健康福祉部	こども未来局	○			
20	未熟児養育医療扶助費			○			
21	こども医療費助成			○	○	○	
22	不妊治療費助成					○	
23	不妊・不育総合支援事業費				○		
24	乳幼児検査・健診事業費			○		○	
25	難病・医療活動事業費			○			
26	「健やか親子21（第2次）」強化推進事業費			○			
27	小児救急電話相談事業費			○			
28	産科医療施設等整備事業費助成					○	
29	産科医療確保事業費		○				
30	東部看護専門学校助産師養成課程設置準備費		○				
				医療健康局			

No	事業名	担当部局		該当項目		
		部	局	イ	ロ	ハ
3-2	すべての子どもが大切にされる社会づくり					
(1) 社会的養護が必要な子どもへの支援の充実						
31	児童虐待防止対策事業費	健康福祉部	こども未来局			○
32	児童相談所等職員専門研修事業費					○
33	DV相談体制強化事業費					○
34	民間シェルター活用促進事業費			○		
35	里親養育援助事業費				○	
36	こどもの自立支援資金貸付事業費助成					○
37	施設で暮らすこどもの大学等修学支援事業費			○	○	○
38	社会的養護自立支援事業費				○	
39	被措置児童等支援事業費			○		
40	ひとり親家庭就学支援事業費			○		
41	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費助成					○
42	吉原林間学園改築整備事業費					○
(2) 子どもの貧困対策の充実						
43	ふじのくに型学びの心育成支援事業費	健康福祉部	福祉長寿局		○	
44	ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業費助成		こども未来局	○		
45	母子家庭等医療費助成		こども未来局	○		○

7 監査手続の概要

主要な監査手続は、次のとおりである。

- ・子ども、子育て支援に関する事業の担当部局に対し、ヒアリングを実施し、ヒアリング対象事業を抽出
- ・ヒアリング対象事業を所管する担当部局に対して、事前に、事業概要等に関するアンケート調査を実施
- ・ヒアリング対象事業を所管する担当部局に対して、担当者ヒアリング及び関係書類の閲覧
- ・監査結果の取りまとめにあたって、事実誤認の発生防止に配慮し、必要に応じて監査対象部局と意見交換会を実施

8 監査結果

(1) 総論

結果	項目	内容
意見	①成果指標と活動指標について	<p>監査対象事業の成果指標及び活動指標を確認したところ、「㊦成果指標がない」、「㊧活動指標がない」、「㊨成果指標及び活動指標が直接的ではない」ものが散見された。</p> <p>㊦㊧については、事業の成果指標又は活動指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成等に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。</p> <p>㊨については、事業の成果指標及び活動指標の設定は、事業内容に照らし、できるだけ直接的な指標にしなければ、事業活動の成果や結果を正しく評価することができない。</p> <p>特に、監査対象事業である「子ども・子育て支援事業」は公益性が高い事業であり、費用対効果で事業を評価することができないケースが多いため、事業の成果指標や活動指標を適切に設定して評価していくことが、必要不可欠と考える。</p>
	②補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について	<p>県の補助金事業では、それぞれの補助金交付要綱に、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」に関する取扱いの記載がある。</p> <p>監査対象事業の補助金事業について、あらためて、当該事項の報告漏れの有無を確認したところ、「03. ふじのくに少子化突破戦略応援事業費（以下、事業03）」で、県への報告漏れが発見された。事業03は県から市町を通じて民間事業者に補助金を間接交付するケースであり、県は市町からの報告がないため、該当がないものと判断していた。</p> <p>県は、課税事業者又は市町からの報告漏れは起こりうるものとして、課税事業者が消費税の還付に該当するか否かを問わず、市町（及び県）への報告を求めるようにして、補助金の返還漏れとなる可能性を減らすべきである。</p>

(2) 各論

01 しずおかふじさんっこ推進事業費

結果	項目	内容
意見	①活動指標の設定について	<p>本事業では、メニュー事業ごとの活動指標が設定されていないため、事業活動の「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、成果指標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。</p> <p>そのため、各メニュー事業の活動指標を設定すべきである。また、各メニュー事業は委託に出しているケースが多いため、委託先に対して、仕様書や契約書等で活動指標の目標値を明示し、県と目標を共有することも有益と考える。</p>
	②「ふじさんっこ応援隊の参加状況」の達成にむけて、インターネットモニターアンケートの活用について	<p>本事業の成果指標は「ふじさんっこ応援隊の参加団体数」であり、目標数は2,000団体としている。参加団体数を増やすためには、まず、ふじさんっこ応援隊の存在を知ってもらい、その目的を理解してもらう必要がある。ここで、県は、「子育ては尊い仕事」であるという理念の浸透に関する意識調査として、インターネットモニターアンケートを実施している。その中に、「知らない」と回答した人は、ふじさんっこ応援隊に参加する可能性は低く、「知らない」を「知っている」にするため、どのような広報方法が適当か、情報収集が重要である。</p> <p>そのため、「知らない」と回答した人に対して、どのような広報方法だと知る機会があるか、確認してはどうだろうか。「知っている」と回答した人とは異なる媒体が選択される可能性があり、今後の広報方法の見直しに繋げていくことができると考える。</p>
	③単独随意契約先からの委託事業費収支計算書の入手について	<p>本事業の委託は単独随意契約であり競争入札の方法によらないため、事業者が提出した見積額が委託費の積算根拠額以内であれば、見積額が契約額となる。そのため、委託費の積算根拠の設計が重要であり、過去の積算根拠をそのまま使用するのではなく、適時、見直しをかけていく必要がある。</p> <p>現状、メニュー事業の一部については、委託費の積算根拠と委託事業費収支決算書に基づく実績との</p>

		比較・分析が行われていない。これでは、委託費の積算根拠に基づく契約額が適切か否か、実績を基にした検証ができないと考える。そのため、毎年、委託事業費収支決算書を入手して、委託先の節項目ベースの支出実績を分析し、積算根拠の見直しが必要か否か、検討すべきである。
--	--	--

02 ふじのくに少子化対策特別推進事業費

結果	項目	内容
意見	①プロポーザルの参加者数について	<p>はっぴー子育てモデル事業では、業務の委託方法としてプロポーザル方式を採用しているが、平成30年度のプロポーザル参加者数は、4地区のうち3地区が各1者であった。各参加者は、全て基準点を満たしているため、手続き上の問題点はない。しかし、4地区中3地区のプロポーザル参加者数が1者では、プロポーザル方式を採用した効果が、十二分に発揮されていないと考える。また、基準点を設ける評価形式であることから、基準点を下回る結果が出る可能性があり、再度プロポーザルを実施することで業務開始が遅れる可能性がある。</p> <p>今後も同様のケースが起りうるため、プロポーザル参加者数が少ない理由や原因を把握し、同様の事態にならないように準備する（繋げていく）ことが望ましいと考える。</p>
	②委託事業費収支決算書の記載について	<p>さんきゅうパパピカイチコンテスト事業について、平成30年度の委託事業費収支決算書を閲覧したところ、各科目の予算額と決算額が、全て一致していた。一致の理由を、県を通じて委託先に対して確認したところ、委託事業費収支決算書は、取組単位で委託事業費収支予算書と一致させるもの、との理解だった。これでは、委託事業費の各科目の予算が実績に対して適当な金額か否か、事後的に確認することができない。また仮に事業が継続する場合、委託事業費の実績を基に予算を適切に見直すことができない。そのため委託先に対し、委託事業費収支決算書に収支を正確に記載するよう指導すべきである。</p>

03 ふじのくに少子化突破戦略応援事業費

結果	項目	内容
意見	①消費税仕入控除税額等に係る取扱いについて	<p>本事業では、補助金交付要綱に、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」に関する取扱いの記載がある。</p> <p>今回、あらためて、当該事項の報告漏れの有無を確認したところ、市町から県への報告漏れが1件、発見された。これは、県は市町からの報告がないため、該当がないものと判断していたためである。</p> <p>県は、課税事業者又は市町からの報告漏れは起こりうるものとして、課税事業者が消費税の還付に該当するか否かを問わず、市町に報告を求めることで、補助金の返還漏れとなる可能性を減らすべきである。</p>
	②補助対象経費の確認	<p>今回、補助金関連書類を閲覧したところ、市町の会計伝票を、支出の根拠資料として添付している市町があった。その伝票には、支払い先は「〇〇明細参照」と記載されているが、その明細は添付されず、誰に対して支払われているのかわからないものがあった。</p> <p>県による補助対象経費の確認に際して、具体的な取引内容を把握する必要があるが、枚数が複数にわたる〇〇明細を電話で確認するのは、効果性や効率性に疑問が残る。また、県の手元に〇〇明細が残っていないため、事後的な検証も行いづらい。</p> <p>補助対象経費か否かの確認は、補助金事業において、非常に重要な手続きである。現行の方法が、効果的かつ効率的とは考えづらく、紙資料の提出を該当部分に限って枚数を減らす、又はデータで入手するなど、現行の方法を改善すべきと考える。</p>

04 こども体験・交流推進事業費

結果	項目	内容
意見	①活動指標の設定について	<p>本事業には活動指標がないため、事業活動の「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、成果指標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが効果的かつ効率的にできないと考えることから、活動指標を設定すべきである。</p>

		活動指標としては、事業内容が体験教室事業や普及・実践事業であることから、その参加人数が適当と考える。
	②委託費の積算根拠について	<p>本事業の委託は単独随意契約であり競争入札の方法によらないため、委託費の積算根拠が契約額となる。そのため、委託費の積算根拠の設計が重要であり、過去の積算根拠をそのまま使用するのではなく、適時、見直しをかけていく必要がある。今回のヒアリングにおいて、積算根拠の見直しをする際に、委託費の積算根拠と委託事業費収支決算書に基づく実績との比較・分析が行われていなかった。</p> <p>委託先の節項目ベースの支出実績を分析し、必要に応じて委託先にヒアリングを行って、積算根拠の見直しが必要か否か、検討すべきである。</p>
	③メニュー事業の参加人数について	<p>県は、メニュー事業の各個別事業について、毎年、目標参加人数を設定している。平成30年度の各個別事業の参加人数は、平成29年度より減少していた。</p> <p>県は、各個別事業の具体的な内容（実地時期や子供会の選択）は委託先に委任しているが、参加人数の目標を明示していないため、各個別事業の計画段階で、適切な指示を出すべきである。例えば、委託要領に各個別事業の目標参加人数を記載し、委託先に対して目標値を具体的に明示すべきである。</p>

05 認定こども園整備事業費助成

結果	項目	内容
意見	①実績報告書の竣工年月日について	<p>原則として、補助金は、工事完了を条件として交付されるため、実際の工事完了日を正確に把握することは、補助金の不正交付を防ぐ観点から、非常に重要な確認項目である。平成30年度の提出書類を閲覧し、実際の工事完了日をヒアリングしたところ、竣工年月日と一致しないケースが散見された。</p> <p>契約期間終了日と工事完了日は、同一年度であることから、工事未完了による補助金の不正交付はなかったが、補助金の不正交付にならないよう、確実に工事完了日をおさえるべきである。</p>

06 保育所等整備事業費助成

結果	項目	内容
意見	①実績報告書の竣工年月日について	原則として、補助金は、工事完了を条件として交付されるため、実際の工事完了日を正確に把握することは、補助金の不正交付を防ぐ観点から、非常に重要な確認項目である。平成30年度の提出書類を閲覧し、実際の工事完了日をヒアリングしたところ、竣工年月日と一致しないケースはなかったが、補助金の不正交付にならないよう、確実に工事完了日をおさえるべきである。

07 子育て支援施設整備費助成

結果	項目	内容
意見	①実績報告書の竣工年月日について	<p>原則として、補助金は、工事完了を条件として交付されるため、実際の工事完了日を正確に把握することは、補助金の不正交付を防ぐ観点から、非常に重要な確認項目である。平成30年度の提出書類を閲覧し、実際の工事完了日をヒアリングしたところ、竣工年月日と一致しないケースが散見された。</p> <p>契約期間終了日と工事完了日は、同一年度であることから、工事未完了による補助金の不正交付はなかったが、補助金の不正交付にならないよう、確実に工事完了日をおさえるべきである。</p>
	②放課後児童クラブの設置について	<p>今回、市町別の放課後児童クラブの数と小学校の数を比較してみたところ、放課後児童クラブ数÷小学校数でみると、100%以下の市町が8つあることが確認できた。</p> <p>放課後児童クラブは、放課後にそのまま小学校の教室を利用して、そこに、教職員のOBに参加してもらうような形で運営できれば、児童の安全管理上も教育上も望ましいと考える。静岡県でも、放課後や週末等に教室や公民館を利用した放課後子供教室という取り組みも行われており、放課後児童クラブについて、小学校の設置状況を考慮し、優先的に学校施設を活用していくことで利用希望者の増加に対応しながら、待機児童解消を図っていくべきである。</p>

08 保育対策促進事業費助成

結果	項目	内容
意見	①消費税仕入税額控除税額等に係る取扱いについて	<p>本事業では、保育対策等促進事業費補助金交付要綱に、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」に関する取扱いの記載がある。</p> <p>今回、あらためて、当該事項の報告漏れの有無を確認したところ、県への報告漏れは発見されなかった。しかし、他事業では報告漏れが発見されたため、県は、課税事業者又は市町からの報告漏れは起こりうるものとして、課税事業者が消費税の還付に該当するか否かを問わず、市町に報告を求めることで、補助金の返還漏れとなる可能性を減らすべきである。</p>

09 多様な保育推進事業費助成

結果	項目	内容
意見	①消費税仕入税額控除税額等に係る取扱いについて	<p>本事業では、保育対策等促進事業費補助金交付要綱に、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」に関する取扱いの記載がある。</p> <p>今回、あらためて、当該事項の報告漏れの有無を確認したところ、県への報告漏れは発見されなかった。しかし、他事業では報告漏れが発見されたため、県は、課税事業者又は市町からの報告漏れは起こりうるものとして、課税事業者が消費税の還付に該当するか否かを問わず、市町に報告を求めることで、補助金の返還漏れとなる可能性を減らすべきである。</p>

10 年度途中入所サポート事業費助成

結果	項目	内容
意見	①成果指標の設定について	<p>本事業では、年度途中の低年齢児待機児童の増加を抑制することを目的とし、成果指標を待機児童0としている。待機児童数は、出生数・保護者の就業希望数・保育施設整備数・保育士配置数等、複合的かつ多岐に渡る要素で定まるものであるため、本事業での成果指標とするのは直接的ではなく、成果を測定しがたいと考える。</p>

		<p>成果指標（又は成果指標を補足する指標）としては、本事業は年度途中に増加する低年齢児（0～2歳児）の待機児童解消を図る目的で実施されることから、年度途中入所する児童のための保育士等を配置した施設の数を設定することが適当と考える。</p>
--	--	--

11 子育て支援事業費助成

結果	項目	内容
なし		

12 放課後児童クラブ運営費助成

結果	項目	内容
意見	①市町からの交付申請や実績報告のチェックについて	<p>担当課では、市町からの交付申請や実績報告のチェックを行っている。平成30年度のファイルを確認したところ、申請書類や内容に関するチェックリストに、本来、全ての項目について問題がないことを確認して「はい」の欄にチェックマークがついているべきところ、「いいえ」の欄にチェックマークがついたままのものや、空欄のままになっているものが散見された。</p> <p>今後の内部統制の整備・運用を進める観点からも、毎年、エラー事項が発見されることが多いのであれば、チェックリストに一次チェックと二次チェックの欄を設けることや、一次チェックと二次チェックの実施日や上長の確認日を記録することなど、チェックリストの様式や活用方法を見直すべきである。</p>

13 保育士等確保対策事業費

結果	項目	内容
意見	①成果指標の設定について	<p>本事業は、待機児童解消のため、保育所及び認定こども園を整備し保育の受入枠を増加させることを目的としており、成果指標を待機児童0としている。待機児童数は、保育士の不足のみならず、出生数・保護者の就業希望数・保育施設整備数・保育士配置数等、複合的かつ多岐に渡る要素で定まるものであるため、本事業の成果指標とするのは直接的ではな</p>

	<p>く、成果を測定しがたいと考える。</p> <p>成果指標としては、本事業は潜在保育士の掘り起こしや就職支援、保育士と保育所とのマッチング、保育士資格未取得者への支援等を通じて保育士増員を目的とすることから、保育士等の就業数とすることがより適当と考える。</p>
②活動指標の設定について	<p>本事業は、新規求職登録者数を活動指標としているが、これは事業活動の成果であり成果指標と考える。</p> <p>活動指標としては、各メニュー事業の実施内容を踏まえると、イベント・就職説明会・研修の開催数あるいは参加者数とすることがより適当と考える。</p>
③イベント・就職説明会（以下、イベント等）の参加者数について	<p>担当課では、イベント等の開催告知について、一般的に就職という意図をもって訪れる場所でない箇所も含まれており、広告箇所として効果的かつ効率的とは言えないと考える。一方、参加者アンケートを見る限り、イベント等の内容についての参加者の評価は高く、参加者のニーズに沿った広告方法にすることで、さらに多数の参加者を募集できたとしたら、イベント等の効果をより高めることが可能になると考える。</p> <p>参加者を増やすために、また、広報活動の評価及び見直しに向けて、できるだけアンケート項目を充実して確認すべきと考える。</p>
④保育士・保育所支援センター事業の委託業務の随意契約について	<p>本事業の委託は単独随意契約であり競争入札の方法によらないため、委託費の積算根拠が契約額となる。そのため、委託費の積算根拠の設計が重要であり、過去の積算根拠をそのまま使用するのではなく、適時、見直しをかけていく必要がある。今回のヒアリングにおいて、積算根拠の見直しをする際に、委託費の積算根拠と委託事業費収支決算書に基づく実績との比較・分析が行われていなかった。</p> <p>委託先の節項目ベースの支出実績を分析し、必要に応じて委託先にヒアリングを行って、積算根拠の見直しが必要か否か、検討すべきである。</p>

	⑤再委託の承認について	<p>保育士・保育所支援センター事業においては、県社会福祉協議会に事業全般を委託し、同会は外部業者へ事業の一部を再委託している。ここで、県と県社会福祉協議会との間で交わされている委託契約書の第9条（権利義務の譲渡等の禁止）において、再委託を行う場合には、県に事前承認を求めることとなっている。しかし当該契約書では、再委託を実施する場合の具体的な指針は記載されていないため、その承認請求の範囲が不明確となっている。</p> <p>現状の方法を継続するのであれば、契約書等で、委託事業のうち核心的な部分を明確にすべきである。また、契約書等で核心的な部分を明確にしづらるのであれば、再委託については全て県へ承認請求を行うこととすべきである。</p>
--	-------------	---

14 保育士修学資金等貸付事業費助成

結果	項目	内容
意見	①活動指標の設定について	<p>本事業は新規求職登録者数を活動指標としているが、これは事業活動の成果であり成果指標と考える。</p> <p>活動指標としては、本事業の実施内容を踏まえると、貸付件数及び貸付者数とすることが適当と考える。</p>

15 保育士等キャリアアップ研修事業費

結果	項目	内容
意見	①成果指標の設定について	<p>本事業は、処遇改善を伴う専門性の高い指導的役割を担う保育士の養成を目的とした研修を実施することを目的としており、成果指標を待機児童0としている。待機児童数は、保育士の不足のみならず、出生数・保護者の就業希望数・保育施設整備数・保育士配置数等、複合的かつ多岐に渡る要素で定まるものであるため、本事業の成果指標とするのは直接的ではなく、成果を測定しがたいと考える。</p> <p>成果指標としては、本事業は保育士の養成を目的とした研修の実施であることから、研修修了者数とすることがより適当と考える。</p>

	②活動指標の設定について	本事業の活動指標は新規求職登録者数としているが、本事業は保育士の養成を目的とした研修の実施であることから、研修開講数とすることがより適当と考える。
--	--------------	---

16 保育士登録制度事業費

結果	項目	内容
意見	①保育士登録事務処理について	<p>保育士登録内容に変更があった場合、保育士は委託先に対し保育士証書換交付申請書を用いて、変更内容を申請することになっている。しかし、保育士証書書換交付申請書に申請者の捺印を要する様式であるにもかかわらず、申請者の捺印がないものが複数散見された。</p> <p>県では、捺印箇所には捺印のないものも、自署されていることから、法的効力には問題はないとして、捺印のない申請書も受け付けている。申請者の手間を省く観点から、申請書様式から捺印欄を除くことも検討してはどうだろうか。</p>

17 子育て支援員養成事業費

結果	項目	内容
意見	①成果指標の設定について	<p>本事業の成果指標は、ふじさんっこ応援隊参加団体数を2,000団体にすることとしているが、その成果は、本来、子育て支援員（として働く人）がどれだけ増えたのかで測るべきであり、現在の成果指標は直接的ではなく、成果を測定しがたいと考える。</p> <p>そのため成果指標は、各市町における子育て支援員の充足状況（どのレベルまで引き上げられたか）が適当と考える。そのうえで、充足状況が遅れている市町については、研修方法の見直しとあわせて事業を進めるべきである。</p>
	②今後の事業の継続と研修プログラムの検討について	<p>本事業の活動指標は子育て支援員養成人数（研修修了者数）であり、その目標値を2,000人としている。令和2年度には、ほぼ目標に到達する見込みであり、目標値の妥当性を再検証したうえで、今後の事業の継続性を検討すべき時期に来ている。</p>

		<p>また、研修は、全国共通のカリキュラムに沿って、各都道府県で展開されている。静岡県では、研修の運営は民間事業者に委託しているが、これからも今までどおりのやり方で研修を継続する必要があるのか、また、継続的に研修を行うとしても、今までよりも小規模、ローコストで行えるようなやり方がないのか、ということを検討する必要がある。</p>
--	--	---

18 安心こども基金積立金

結果	項目	内容
意見	①基金の運用について	<p>県は、将来の事業に充てるために積み立てている基金について、目的を損なわない範囲で、出納局が一括運用している。基金の運用方法については、出納局が各担当課から希望に基づき、運用方法を預金と債券で分けている。</p> <p>預金と債券の運用利回りに差が大きい現状下において、基金の運用に当たっては、目的を損なわない範囲で、できるだけ運用益が確保できるよう、債券運用を行い、事業実施に回せる資金を自ら増やしていく姿勢を求めたい。</p>

19 身体障害児育成医療等扶助費

結果	項目	内容
意見	①平成 30 年度「福祉行政報告例」「実績調査」の誤りについて	<p>平成 30 年度の「福祉行政報告例」及び「実績調査」の資料を確認したところ、2市の報告内容に誤りがあった。最終的な国との精算は、6月の「実績報告」をもとに行っており、この報告の前に誤りに気がつき修正したことから、補助金の交付は正しい数値を基礎に行われている。しかし、実績調査は国の施策反映等に用いられるものであるから、この数値が誤ったままでは適切でない。また、実績報告の提出前に、集計をやり直したことで、事務が不効率となっている。</p> <p>県は報告数値の誤りを減らすために、県による確認作業の明確化や他市町への注意喚起等の対応をとることが望ましいと考える。</p>

20 未熟児養育医療扶助費

結果	項目	内容
なし		

21 こども医療費助成

結果	項目	内容
意見	①成果指標の設定について	<p>本事業は成果指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが効果的かつ効率的にできないと考えられることから、成果指標を設定すべきである。</p> <p>成果指標としては、事業が子育て家庭の経済的負担の軽減を目的としていることから、自分の住むまちが子どもを生み、育てやすいところだと思う人の割合とするのが適当と考える。</p>
	②受給者証の自動更新の取り扱いについて	<p>現状、「こども医療費助成事業事務取扱要領（以下、県の要領）」では、受給者証の自動更新を認めるか否かは明示されていないが、事務調査を行った市町に対しては、調査結果で実質的に認めている状況である。</p> <p>事務の効率性の観点から、現状の市町の自動更新の取り扱いを認めるのであれば、県の要領においても、自動更新の取り扱いも可能である旨を明示することが望ましいと考える。</p>

22 不妊治療費助成

結果	項目	内容
意見	①データの入手と分析について	<p>日本産科婦人科学会が作成・公表している資料は、全都道府県のデータが集計対象とされているため、静岡県制度利用者の特定不妊治療の内容・結果及び妊娠の経過に関してのデータは把握できていない。また、当該データがないため、実態の分析等も行っていない。</p> <p>本事業に県負担（1/2）があることから、県は厚生労働省・日本産科婦人科学会等に静岡県の詳細な情報の提供を働きかけ、実績を把握すべきと考える。</p>

		<p>そのうえで、現制度（年齢制限、年収要件等）の適切性や、実施医療機関の治療の適切性の検討、事業の指標の一つとしての活用等を行うべきと考える。</p>
	②「保健所チェックリスト」の様式及び運用について	<p>各健康福祉センターが作成した「特定不妊治療費助成 保健所チェックリスト」を閲覧したところ、チェック欄が空白になっているもの、担当者欄に記載がないもの等が散見された。</p> <p>現状の運用では、空白となっている部分については、該当なしなのか、フォローが必要なものなのかが判別できない。また、受付者が記載されていないと、受付の担当者が分からず、個別対応が必要となった場合に時間がかかってしまう恐れがある。</p> <p>チェックリストの各項目について、その要否の検討を行い、内容の見直しを行うべきと考える。そのうえで、チェックリストの記載方法について、マニュアルを設けるべきと考える。</p>

23 不妊・不育総合支援事業

結果	項目	内容
意見	① 不妊・不育専門相談センター電話相談事業について	<p>本制度では、毎週2回、保健師及び助産師が電話で不妊症・不育症に関する相談に応じており、相談件数は減少傾向にある。県において相談件数の減少要因を検討しているが、利用者アンケート等を行っていないため、詳細な分析はできていない。本事業をより効果的に実施するためには、まずは、利用者ニーズの把握・分析と、それに沿った活動指標の設定が必要である。</p> <p>本事業に関しては、今後、委託事業とすることも検討中とのことである。委託化に際しては、「事業評価につなげるためには、どのような情報が必要か」という観点を十分検討し、当該情報の収集についても、委託の要領の中に盛り込む必要があると考える。</p>
	② 不妊・不育専門相談センターの面接相談事業について	<p>平成30年度において面接相談を実施したのは18枠であり、残りの78枠は面談がなかった。その理由は、面接相談を担当する医師の日程調整がつかない点と面接相談の予約がない点があげられる。</p>

		<p>それぞれの現状を踏まえると、本事業の運営は、利用率の向上、医師の負担軽減、サービスへのアクセスの公平性・容易性の向上といった面で改善が必要である。従来と比較して不妊治療が一般的になる中で、本事業の役割期待を踏まえ、事業の在り方・必要性の観点から、見直しをする必要があると考える。</p>
	③一般不妊治療費助成・不育症治療費助成 事務調査について	<p>平成 30 年度の事務調査結果を閲覧したところ、この年に補助制度の一部が変更になったこともあり、いくつかの市町に対して改善指導・助言事項があった。</p> <p>県内市町への事務調査は 3 年周期で行っているため、全ての市町に指導が行き届くまでにはタイムラグがある。市町の誤りを防止する観点から、県は定期的に市町に対して情報発信することが望ましいと考える。</p>

24 乳幼児検査・健診事業費

結果	項目	内容
意見	①契約単価の適切性の検証について	<p>本事業は昭和 52 年に開始し、昭和 57 年に先天性甲状腺機能低下症の検査が加わって以降は、公益財団法人静岡県予防医学協会（以下、予防医学協会）に継続して検査を委託している。委託は随意契約となっているが、予防医学協会が「タンデムマス法により 21 疾患すべての検査ができる県内唯一の検査機関」のためである。</p> <p>本事業は、専門的知識や設備が要求されサービスを供給可能な委託先が限られることから、適切な方法で牽制をかけないと、価格が不合理に高くなってしまいうリスクがある。積算根拠の詳細なヒアリングの実施や、他の都道府県等との契約単価の定期的な比較等を通じて、委託先の提示した単価が適切であるかを検討する必要があると考える。</p>

25 難病・医療活動事業費

結果	項目	内容
意見	①補助事業の実績報告の適切性について	<p>今回、全国心臓病の子どもを守る会静岡県支部（以下、「守る会」とする）から提出された実績報告を検証したところ、補助対象事業ではない事業にかかる経費が、補助金の実績報告に記載されていた。</p> <p>補助対象事業ではない事業にかかる経費は、補助金ではなく守る会の会費から充当されていたため、実質的な問題にはならないと考えるが、補助金の実績報告は補助金の用途の適切性を検証するために作成されるものであるから、実績報告には補助対象事業にかかる経費のみを含めることが適切と考える。</p> <p>また、守る会へは、この補助金のほかに、「民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金」も支給されている。実績報告を確認したところ、複数の事業に係る共通経費（例えば交通費等）の按分方法が明確にはなっていないかった。</p> <p>実績報告にあたっては、共通経費が適切に按分されていることが分かるような形式で報告を求めることが、経費の重複計上等を防止・発見するためには適切と考える。</p>

26 「健やか親子 21（第2次）」強化推進事業費

結果	項目	内容
意見	①委託費の適切性の検討について	<p>委託費の積算根拠と、両団体からの委託業務費の収支決算書（実績額）を比較すると、委託費積算根拠と実績額では、内訳金額に差異が生じている。</p> <p>本事業はいずれも随意契約であり、競争原理が働かないことを考えると、実績に照らして委託費の積算を適切に行わないと、委託費が過大になる恐れがある。毎年、実績報告の内容を把握し、委託の趣旨に沿った支出がなされているか検討するとともに、翌年の委託費の積算の見直しに反映させるべきであるとする。</p>
	②研修会の内容の検討について	<p>各研修会の研修参加人数は、年によってばらつきが見られる。そのうち、母親教室の研修参加人数（参加保護者数）が減少傾向にある。</p>

		<p>本事業の実施要項では、研修内容については、「静岡県と協議のうえ、事業計画を立案する（医師会委託分）」、「保健所と協議のうえ、市町の協力を得て立案する（歯科医師会委託分、う歯予防指導者養成事業）」と規定されているが、実質的には、委託先に任せているとのことである。そのため、県では、研修の内容・実施時期等が適切であったか、ニーズに応じたものになっていたかなどの検証は行っていない。</p> <p>本事業の活動指標は研修参加者数であり、その目標を達成するには受託者との連携を深めることが重要であると考えます。</p>
--	--	--

27 小児救急電話相談事業費

結果	項目	内容
意見	①委託事業者の選定について	<p>本事業では、厚生労働省が進める、こども救急電話相談（#8000 事業）を静岡県で展開しているものであり、相談窓口は都道府県ごとに分かれているので、委託事業者との契約もそれぞれの都道府県ごとに行われ、実施時間帯も都道府県によって多少違いがある。</p> <p>今回の監査で、平成 29 年度以降の選定手続きに関する資料を確認したが、手続的には不備はなかった。しかし、提案競技会に参加する事業者が少ない状況が続いており、担当課には、案内を出しても参加しない 4 業者に対して参加してもらえない理由の確認や、厚生労働省への受託しうる事業者一覧の更新依頼などの努力を求めたい。</p>
	②事業の有効性の評価について	<p>本事業は国が進めている事業ではあるが、委託事業者の選定など実際の運用は都道府県が行っている。本事業の認知度や不満については、国が調査を行っているが、都道府県別の調査結果は公表されていないため、静岡県の状況については確認できない状況である。</p> <p>したがって、事業の認知度の調査や、委託事業者による対応についての満足度調査の実施を県として検討すべきである。</p>

28 産科医療施設等整備事業費助成

結果	項目	内容
意見	①成果指標の設定について	<p>本事業の目的は、分娩取扱施設の新設やリニューアルを促進し、身近な地域で安心して子どもを産める環境を整備することである。</p> <p>したがって、本事業の成果としては、本来、県内の分娩取扱施設の整備がどれだけ進んだか、身近な地域の分娩取扱施設をどれだけ維持できたか、という直接的な観点で測るべきである。</p>
	②事業計画の顛末書の取扱いについて	<p>本事業では、分娩取扱施設に対して、施設や設備を整備する際は複数の業者による入札を行うことを求めているが、今回、平成30年度事業について顛末書が提出された案件5件について内容を確認したところ、4件については、いずれも、調達内容について細かな説明をしなくてよい、手続きが簡便といった理由から入札を実施しなかった、という内容の顛末書が提出されていた。</p> <p>今後は、取引の公正性や客観性を担保するため、入札手続きの実施をより一層徹底するとともに、顛末書（もしくは実績報告書）には、入札未実施に対する担当課の判断を付記すべきである。</p>

29 産科医療確保事業費

結果	項目	内容
意見	①成果指標の設定について	<p>本事業の目的は、産科医や助産師の待遇を改善し、その数を増やすこと（減らさないこと）にあるが、成果指標は以下のとおりであり、ア及びウは、本事業の成果を直接的に測りにくい指標になっている。</p> <p>ア：4歳児以下の乳幼児10万人当たりの死亡数 イ：手当支給施設の産科・産婦人科医師数 ウ：分娩1,000件当たりの分娩取り扱い医療機関勤務産婦人科医師数</p> <p>本事業の目的である、産科医や助産師の待遇を改善し数を増やすこと（減らさないこと）に合わせて、イのように、産科医や助産師の数から成果を測ることがより適切と考える。</p>

	②実績報告書の確認について	<p>制度を利用する病院や診療所（平成 30 年度の実績で 68）が作成する実績報告書（基礎資料含）は、4 月に県へ提出されるため、担当者は県庁内部での支払手続きに間に合わせるために、そのチェック作業に追われることになっている。</p> <p>そのため、事前にチェックすべき項目を明確化するとともに、その結果を見えるようにしてチェック作業の進捗状況を誰もが把握しやすい状態にすべきである。</p>
--	---------------	--

30 東部看護専門学校助産師養成課程設置準備費

結果	項目	内容
意見	①成果指標の設定について	<p>本事業は、助産師を増やすための事業であるにもかかわらず、成果指標は「人口 10 万人当たりの看護職員数」としている。</p> <p>本事業については、毎年定員の 10 人を全員、着実に助産師に育て上げることこそが成果であるということは明らかなので、それをそのまま成果指標にするべきと考える。また、県の重要なテーマである人口 10 万人当たり看護職員数との関連や他県との比較上、人口 10 万人当たりの数にこだわるのであれば、将来の助産師の需給バランスと専門課程の定員の設定を考えるうえでは、人口 10 万人当たりの助産師数の目標値を人口で割り返して、助産師の目標数を指標としてもよいと考える。</p>
	②設置検討時の中長期的なプランについて	<p>今回、東部看護専門学校の助産師養成課程の設置に関する基礎資料を確認したところ、県東部の助産師の数を中長期的にどのくらい増やしたいのか等の重要な検討事項（過程）の説明がなかった。一方、設置準備会の資料には、重要な検討事項（過程）の説明はあるものの検討過程の重要なポイントが複数の資料に点在していて、1 つにまとまっていなかった。</p> <p>このような設置時点における検討過程をいわゆる「行政文書」のような事業の概要をまとめた資料の中に明確に残しておき、将来の状況が変化した時に見直しをしやすくしておくことが重要である。</p>

		<p>そのうえで、今後、助産師の専門課程を維持していくにあたり、「行政文書」と照らし合わせながら、入学志願者の状況、卒業生の就業状況、県東部の助産師の需給状況などの推移をモニタリングしていくべきである。</p>
--	--	---

31 児童虐待防止対策事業費

結果	項目	内容
意見	①市区町村子ども家庭支援拠点の設置に向けて	<p>平成 30 年度の市区町村子ども家庭支援拠点の設置状況は全 35 市町中 6 市町であり、令和元年度設置状況は 4 市町増えて 10 市町となっている。拠点未設置の市町においては、各市町村単位で、専門職であるこども家庭支援員や虐待対応専門員等の募集をしているが、一般職と同じ募集方法であり、なかなか採用に結びつかないと考えられる。</p> <p>現在、令和 4 年度まで間もない時期となってきたため、県においては、市町における専門職の募集をサポートするなど、拠点未設置の市町の問題解決に向けた、具体的な支援を検討する時期が来ていると考える。</p>
	②弁護士が職務を行い得るか否かの確認について	<p>本事業においては、令和元年度より、特別職非常勤職員として弁護士を配置し、主として児童相談所の業務に係る法律相談業務に当たっている。担当課は、特別職非常勤職員として弁護士を配置する際に、弁護士法及び弁護士職務基本規程による弁護士が職務を行い得ないとされる場合に該当しないか、静岡県弁護士会（子どもの権利委員会）に依頼して確認している。</p> <p>後日になって弁護士が職務を行い得ないと判明することもあるため、事業の混乱をできるだけ避けるために、当該弁護士が職務を行い得るか否か、現在の方法に加えて、できるだけ確認すべきと考える。</p>

32 児童相談所等職員専門研修事業費

結果	項目	内容
意見	①予算の未執行について	<p>予算の未執行率が 20%を超える相談所等が散見される。これは、主として、計画された研修の未受講によるものである。「児童相談所等職員専門研修実施要綱」を定め、研修に係る基本方針及び基本計画に基づいた研修の推進を図る趣旨からすると、研修の未受講は、職員の専門性や技術を磨く機会を奪い、職員の質の向上を阻害することになる。そのため、予算の未執行率が高い状況は望ましい姿ではないと考える。</p> <p>研修の未受講によって、予算の未執行率が高くなるのであれば、できるだけ、未受講とならないようにすべきである。また、保守的に予算を多めにとっているため、予算の未執行率が高くなるのであれば、限られた予算を計画以上に確保して他相談所等の研修機会を奪うことになることから、予算設計を見直すべきである。</p>

33 DV相談体制強化事業費

結果	項目	内容
意見	①成果指標及び活動指標の設定について	<p>本事業は成果指標及び活動指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成等に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。</p> <p>成果指標としては、本事業がDVの未然防止や早期支援によるDV被害者の減少を目的としていることから、過去1年間にDVを受けたことがある人の割合とするのが適当と考える。活動指標としては、事業内容がDV相談体制の強化であることから、DV相談受付件数が適当と考える。</p>

	②DV相談ダイヤルの受付時間について	<p>平成 30 年度のDV相談受付数の実績を見ると、業務時間外のDV相談受付数が、全体の 10%超を占めている。相談希望者が業務時間外に電話が繋がらない場合、業務時間内に電話を掛けなおしていることも考えられ、業務時間外のDV相談受付数の全件が、相談できなかった受付数にはならないが、電話を掛けた相談希望者全てに対応できているかわからない状況である。</p> <p>現状、県はDV相談ダイヤルの受付があった際、昼間・夜間・時間外の3区分で受付数をおさえているが、時間帯別の受付数をおさえていない。これでは、実績に応じた受付時間の見直しが行いづらく、受付時間帯も含めて記録すべきである。</p>
--	--------------------	--

34 民間シェルター活用促進事業費

結果	項目	内容
意見	①成果指標及び活動指標の設定について	<p>本事業は成果指標及び活動指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成等に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。</p> <p>成果指標としては、本事業がDV被害者等の状況に応じ、一時保護所での保護が適当でない場合に一時保護委託することを目的としていることから、一時保護委託が適当と判断された場合のうち、一時保護委託を実施できた割合とすることが適当と考える。活動指標としては、事業内容がシェルター数確保のための運営費等の助成等であることから、民間シェルターの維持数とするのが適当と考える。</p>

35 里親養育援助事業費

結果	項目	内容
意見	①成果指標の設定について	<p>本事業は成果指標を「虐待による死亡児童数」としている。たしかに、「虐待による死亡児童数」は重要な指標ではあるが、本事業との因果関係が薄く、成果指標とするのは直接的ではなく、成果を測定しがたいと考える。</p>

	<p>成果指標としては、本事業が里親制度の普及促進及び里親支援の拡充により里親等委託の推進を図り、すべての児童の心身ともに健やかな成長と、将来の安定した自立を図ることを目的としていることから、たとえば里親委託率や、活動可能な里親稼働率（委託里親数/活動可能里親数）等がより適当と考える。</p>
②活動指標の設定について	<p>本事業は活動指標を「里親登録者数」としている。たしかに、児童と受入れ候補里親双方のマッチング状況により委託可否が決まることから、受け皿としての里親登録者数を増やしていくことは重要であるが、「未委託里親」が増加したのでは本事業の実質的効果が得られないことから、活動指標を「里親登録者数」のみとするのでは不十分と考えられる。</p> <p>「里親登録者数」だけでなく、「委託里親（児童）数」または「未委託里親数」を活動指標に追加したうえで、「委託里親（児童）数」または「未委託里親数」の目標達成に向けた施策を実施することが本事業の目的に沿ったものと考えられる。</p>
③里親登録者数の増加に向けた対応について	<p>本事業の活動指標である「里親登録者数」は増加傾向にあるが、様々な理由により里親を辞退される人もいるため、計画どおりには進捗していない。</p> <p>このような中、県全体での、「里親登録者数」の目標数値達成に向けた要因分析や対応策の検討は実施していない。</p> <p>「里親登録者数」を事業の活動指標として設定している以上、県は事業目的を達成するために主体となって、目標達成に向けた要因分析を実施し、効果的な施策を実施する必要があると考える。</p>
④収支の算式（委託事業費収支決算書）について	<p>今回、「委託事業費収支決算書」を閲覧したところ、予算額と決算額の増減について、プラスマイナスの符号が逆に記載されているものがあつた。プラスマイナスの符号が逆に記載されたのは、「委託事業費収支決算書」の作成の手引きなどが無い中で、委託先事務職員の認識誤り、委託先及び県の確認不足により発生したと考えられる。</p>

		<p>様式のデータファイルに表計算ソフトの算式を組み込んで自動計算・表示する設定にすれば、プラスマイナスの符号が逆に記載されることはなくなる。また、提出された書類については、内容だけでなく、形式もきちんと確認し、不備があれば再提出させるといった対応が必要と考える。</p>
--	--	--

36 こどもの自立支援資金貸付事業費助成

結果	項目	内容
意見	①制度活用者数の増加に向けた対応について	<p>本事業は、県が事業実施主体である県社会福祉協議会に対して補助金（貸付原資、事務費）を交付し、県社会福祉協議会が利用者に対してこどもの自立支援資金を貸付けているが、県社会福祉協議会の収支決算を閲覧したところ、平成30年度は貸付金が事務費を下回っていた。今後も、貸付金が事務費を下回る状況が続くのであれば、事業の必要性について疑義が生じることになりかねない。</p> <p>事業の活動指標として「制度を活用して就職・進学を達成した人」を設定している以上、県として事業の進捗を促す施策を実施するべきであり、実施主体である県社会福祉協議会と協力して、利用促進に向けた効果的な施策を実施する必要があると考える。</p> <p>また、事務費については、平成30年度の状況が続くのであれば、事業規模（貸付需要）に沿った規模に見直すことも検討する必要があると考える。</p>

37 施設で暮らすこどもの大学等修学支援事業費

結果	項目	内容
意見	①実績報告書の提出時期について	<p>「委託事業実績報告書」等を閲覧したところ、提出日が5月以降で、委託期間終了から1カ月以上経過しているものが散見された。担当課によると、委託事業実績報告書等の提出時期については、4月中を想定しているとのことであった。</p> <p>委託事業実績報告書等の提出が遅延すると、委託事業が適正になされたかの県の検証業務がそれだけ遅延することになる。</p>

		<p>その結果、委託事業の実施に問題があった場合の対応が適時になされず、事業の効果が十分に発揮されなくなるおそれがあると考えます。そのため、委託事業実績報告書等の提出期限について、委託契約書に明示することで、適時の提出を図るのが望ましいと考えます。また、委託事業実績報告書等の提出状況について県において適時に進捗を把握し、未提出の受託者に対しては提出の督促を実施するといった対応をすることで、適時の提出を促すことが望ましいと考えます。</p>
--	--	---

38 社会的養護自立支援事業費

結果	項目	内容
意見	①活動指標について	<p>本事業は活動指標がないため、事業活動の「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、成果指標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考えられることから、活動指標を設定すべきである。</p> <p>活動指標としては、本事業は施設退所者等が社会で自立するための各種支援（継続支援計画の作成や生活相談、就労相談等）を実施していることから、支援者の満足度や支援希望対象者に対する支援実施率などが適当と考えます。</p>

39 被措置児童等支援事業費

結果	項目	内容
意見	①成果指標の設定について	<p>本事業は成果指標を「虐待による死亡児童数」としている。たしかに、「虐待による死亡児童数」は重要な指標ではあるが、本事業との因果関係が薄く、成果指標とするのは直接的ではなく、成果を測定しがたいと考えます。</p> <p>成果指標としては、本事業が家庭内に課題を抱え保護や支援を必要とする子どもと家庭に対する支援の充実を図ることを目的としていることから、関係者の満足度、社会的養護児童の18歳到達時進路決定率、自立達成率などがより適当と考えます。</p>

	②支弁額の限度額の見直しについて	<p>入所児童等の処遇向上を図るため、県が単独で措置費対象外の経費（地域活動等参加費、里子児童費、自立援助費【運転免許取得】）を支弁している。</p> <p>これら支弁額の設定根拠について、過去資料を確認しても明確な根拠を示す資料は見当たらないとのことであった。また、支弁額が妥当であるかどうかについても、定期的な見直しがなされていない状況であった。そのため、支弁額の設定根拠を明確にし、その妥当性については定期的に検証をしていき、設定根拠について状況が変化した場合には支弁額を変更するといった対応が必要と考える。</p>
	③ショート・ルフランの活性策について	<p>ショート・ルフラン里親事業の活動指標である「ショート・ルフラン里親委託数」は年度により増減は見受けられるものの、概ね計画通りの水準にあるが、利用者数の増加にむけた施策を積極的に実施することが望ましいと考える。この点、県は児童養護施設との里親委託推進担当委員会や里親連合会理事会において、原因を分析し、利用者数の増加に向けた話し合いを実施しており、多くの意見が出ているものの、今後の具体的な施策までは十分に検討されていない状況にある。</p> <p>話し合い結果に基づいて、具体的な施策を立案し、それを実施したあと、結果を検証して次の施策に活かしていくことで、より効果的な事業が運営されると考える。</p>

40 ひとり親家庭就学支援事業費

結果	項目	内容
意見	①成果指標及び活動指標の設定について	<p>本事業は成果指標及び活動指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成等に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。</p> <p>成果指標としては、本事業がひとり親家庭の経済的負担を軽減することを目的としていることから、支援率（＝利用者数/想定利用者数）、自分の住んでいるまちが子どもを生み、育てやすいところと思う</p>

		人の割合が適当と考える。また、活動指標としては、本事業は実施市町数の拡充による助成件数の増加が課題であることから、実施市町数や助成件数などが適当と考える。
	②市町の意向調査について	<p>本事業の実施主体は政令市以外の各市町であり、実施の有無は各市町の意向により決定される。県として、未実施の要因分析が十分になされておらず、実施市町拡大のための対応策等の検討に活かされていない。</p> <p>全市町で実施されないと、事業の効果が不十分となり、公平性も害されることから、未実施の市町の状況を精査し、その要因分析を実施した上で、実施が望ましい市町への対応策を検討し、実施市町の拡充を図っていくことが必要と考える。</p>

41 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費助成

結果	項目	内容
意見	①成果指標及び活動指標について	<p>本事業は成果指標及び活動指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成等に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。</p> <p>成果指標としては、本事業が経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭の自立を促進することを目的としていることから、自立達成率、返還免除率、貸付けを受けた者の満足度、自分の住んでいるまちが子どもを生み、育てやすいところと思う人の割合が適当と考える。また、活動指標としては、本事業の事業内容から貸付件数などを活動指標に設定すべきと考える。</p>

42 吉原林間学園改築整備事業費

結果	項目	内容
意見	①活動指標の設定について	吉原林間学園改築整備工事は、平成 28 年度に工事開始、平成 30 年度に工事完了の計画であったが、工事の遅延により、平成 31 年度に工事完了となった。

		<p>工事の遅延は、吉原林間学園の利用開始が遅れ、工事費の拡大に繋がる可能性が高まるため、工事の進捗管理は非常に重要である。そのため、活動指標を工事進捗率（目標進捗率に対して実際の進捗率がどうなっているか）に設定して、目標値との比較から当初の計画通りに工事が完了できるよう、関係各所で目を光らせるべきであったと考える。</p> <p>工事に係る事業については、活動指標として各年度の工事進捗率を設定し、目標を明確化したうえで、関係各所で進捗管理していくべきと考える。</p>
--	--	---

43 ふじのくに型学びの心育成支援事業費

結果	項目	内容
意見	①成果指標の設定について	<p>本事業は成果指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考えられることから、成果指標を設定すべきである。</p> <p>成果指標としては、本事業が貧困の連鎖を断ち切るため、生活困窮世帯の中高生の自立促進を図るという趣旨からすると、高等学校卒業を一つの目標とすることが適当であり、そのためには、事業参加者のうちの中学3年生の高校進学率（通所・合宿事業）や、事業参加者のうちの高校生の中退防止率（キャリア形成事業）が適当と考える。</p>
	②活動指標の設定について	<p>本事業の活動指標は学習支援実施市町数としていますが、事業実施の有無は市町次第であり、県の目標としては直接的ではなく、県が努力して達成可能な目標を活動指標として設定すべきと考える。</p> <p>活動指標としては、本事業がより多くの生活困窮世帯の子どもに対し支援を行い、貧困の連鎖から脱却するため、学習・生活支援の場を提供することを目的として、県と市町は協力して対象者の参加を促していることから、事業参加人数を設定することがより適当と考える。</p>
	③キャリア形成の場の提供について	<p>直近年度の合宿参加人数は、県が当初想定していた参加人数と比べて少ない状況が続いている。その理由を鑑みると、合宿型である当該メニュー事業に</p>

		<p>おいては、対象者が置かれている状況から、改善しづらい内容に起因しており、今後も参加人数増が見込みづらい状況である。</p> <p>4泊5日等の長期合宿が参加者の参加阻害要因となっていると考えられるため、事業の目的である実学等の体験については、例えば1デイのイベント形式や、1泊2日の短期合宿で対応可能なカリキュラムに変更する必要があると考えられる。</p>
	④入札方法について	<p>本事業の委託方法は、プロポーザルを採用しており、直近3ヶ年（平成28～30年度）のプロポーザル参加事業者数は、平成28年度と29年度が2社であり、平成30年度は1社であった。参加事業者数が少ない状況が続いており、委託方法としてプロポーザルを採用した目的を十分に活かせていないと考える。</p> <p>そのため、プロポーザルの参加者を増やすための取組みを、今後も継続して実施すべきである。例えば、県外の業者は、県内の宿泊施設を手配する必要があり参入障壁が高いと考えられるが、もっと声をかけてみてはどうか。また、事業の性質上、プロポーザルの参加者を増やすことが難しいと判断するのであれば、事務処理上の便宜や費用対効果から、単独随意契約とすることも検討してはどうだろうか。</p>

44 ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業費助成

結果	項目	内容
意見	①成果指標の設定について	<p>本事業は成果指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考えられることから、成果指標を設定すべきである。</p> <p>成果指標としては、本事業は、経済的に不利な状況にあるひとり親家庭における児童の健全育成を図ることを目的としていることから、支援率＝利用者数/想定利用者数、自分の住んでいるまちが子どもを生み、育てやすいところと思う人の割合が適当と考える。</p>

	②市町の意向調査について	<p>本事業の実施主体は政令市以外の各市町であり、実施の有無は各市町の意向により決定される。県として、未実施の要因分析が十分になされておらず、実施市町拡大のための対応策等の検討に活かされていない。</p> <p>全市町で実施されないと、事業の効果が不十分となり、公平性も害されることから、未実施の市町の状況を精査し、その要因分析を実施した上で、実施が望ましい市町への対応策を検討し、実施市町の拡充を図っていくことが必要と考える。</p>
--	--------------	--

45 母子家庭等医療費助成

結果	項目	内容
意見	①成果指標及び活動指標の設定について	<p>本事業は成果指標及び活動指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成等に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。</p> <p>成果指標としては、本事業が母子家庭等の経済的負担の軽減を目的としていることから、自分の住むまちが子どもを生み、育てやすいところだと思ふ人の割合とするのが適当と考える。また、活動指標としては、事業内容が県内の母子家庭等の経済的負担を等しく軽減するため、医療費の自己負担分を補助する市町に助成するものであることから、当該医療費助成制度の導入・維持市町数が適当と考える。</p>
	②情報提供について	<p>母子家庭等医療費助成は、経済的に不利な状況にある母子家庭等の負担軽減を目的としており、助成に当たっては、対象者や対象経費、所得の制限がある。当該制限は都道府県ごとに異なるが、静岡県ホームページでは、母子家庭等医療費助成に係る記載は母子家庭等医療費市町助成制度一覧と、母子家庭等医療費市町助成担当課一覧のみであった。</p> <p>県のホームページにおいても、県民に対する情報提供の観点から、静岡県の母子家庭等医療費助成の制度概要も記載することが望ましいと考える。</p>